

令和4年 4月1日
(平成24年11月)
一般社団法人 神戸市老人福祉施設連盟
事業対策委員会
防災小委員会

老施連災害対策本部の設置について

老施連は、地域における災害や会員施設において災害などが発生した場合、その災害に迅速かつ適切に対応ができるよう努めるとともに、1日も早い復興が行えるよう老施連災害対策本部を設置する。

記

一 災害対策本部の設置

- 1 神戸市において災害対策本部が設置された場合に、老施連災害対策本部を設置する。
但し、老施連災害対策本部長が、設置の必要がないと判断した場合は、設置しないものとする。
- 2 具体的な設置基準

- 1) 神戸市域で震度5弱以上の地震が発生したとき
- 2) 兵庫県瀬戸内海沿岸に津波警報が発表されたとき
- 3) 地震による災害が発生し、又は災害が拡大するおそれがあるとき
- 4) 暴風警報又は大雨警報が発せられ、市域内で重大な災害が予測されるとき
- 5) 事故や火災の発生により、特に全市的な取り組みが必要と判断したとき

二 災害対策本部の活動の基本

- 1 災害対策本部は、社会福祉法人関係者としての社会的責務を自覚し、神戸市内の高齢者の救援・支援を第一義とする。
- 2 その一環として、別に神戸市との間において災害協定を締結する。
- 3 各施設の被災状況に応じて必要な支援を行うと同時に、1日も早い通常の事業継続ができるよう支援する。

三 災害対策本部の組織

- 1 災害対策本部には、本部長、事務局長、対策委員をもって構成する。
- 2 災害対策本部には、各区の担当者を対策委員の中から配置し、区内の取りまとめ等を行うものとする。
- 3 神戸市他関係団体等の連携は、別図の通りとする。

四 災害対策本部構成員の役割

- 1 災害対策本部長
災害対策本部長は、理事長が就任する。業務は、災害対策本部を総括する。理事長に事故がある場合は、副理事長が代行順位で対応する。
- 2 事務局長
事務局長は、老施連事務局長が就任する。業務は、災害対策本部の事務局を統括する。
- 3 事務局員
事務局員は、老施連事務局スタッフとし、事務局業務を行う。
- 4 災害対策委員
災害対策委員は、理事及び防災小委員会の委員が就任する。
業務は、災害対策本部として必要な業務を行う。
- 5 各区担当者
各区に担当者を配置する。担当は、災害対策委員の中から個別に指名する。区担当者の業務は、区内の施設からの情報収集、とりまとめ、本部への報告、本部からの指示による対応等を行う。

五 災害対策本部の業務

1 災害対策本部は、以下の業務を行う。

① 情報の収集及び連絡

神戸市及び傘下施設から災害状況報告等を受け、傘下施設に必要な情報を提供する。

② 神戸市・市社協等への対応

—職員の応援や支援、ボランティア、物資関係等の調整を行う。

③ 全国老人福祉施設協議会、近畿老人福祉施設協議会、兵庫県老人福祉事業協会等との連携、職員の応援や支援関係、ボランティア関係、物資関係等の調整を行う。

④ 物資受入れ斡旋

全国、諸団体等から送られてくる物資を整理し、必要な拠点へ配達する。拠点から施設への配達は、区の責任者において調整し対応する。

⑤ 職員の応援や支援及びボランティア

それぞれ必要とする機関への応援派遣の手配、神戸市及び他機関からの支授受入れ調整等を行う。

⑥ 被災施設への対応

被災施設の情報を収集し、利用者の他施設への避難を含めた必要な支援を判断し、支援計画を作成実行する。

⑦ 必要な記録を残すため、担当を配置して情報収集を行う。

2 災害対策本部は、前項の業務を行うが、広域災害等の場合は各区における対応が求められる。

従って、配置する区担当責任者との連携を図り、情報の収集と報告、対応策の内容、対応後の状況報告等で行き違いが生じないよう対応する。

3 災害対策本部の業務は、老施連事務局を中心に対応するが、老施連事務局の使用が困難な場合は、別の場所で行う場合がある。

六 緊急連絡体制の確立

1 緊急連絡体制については、第1報受信者 →事務局→災害対策本部長→以下の別図の連絡体制により連絡を行う。

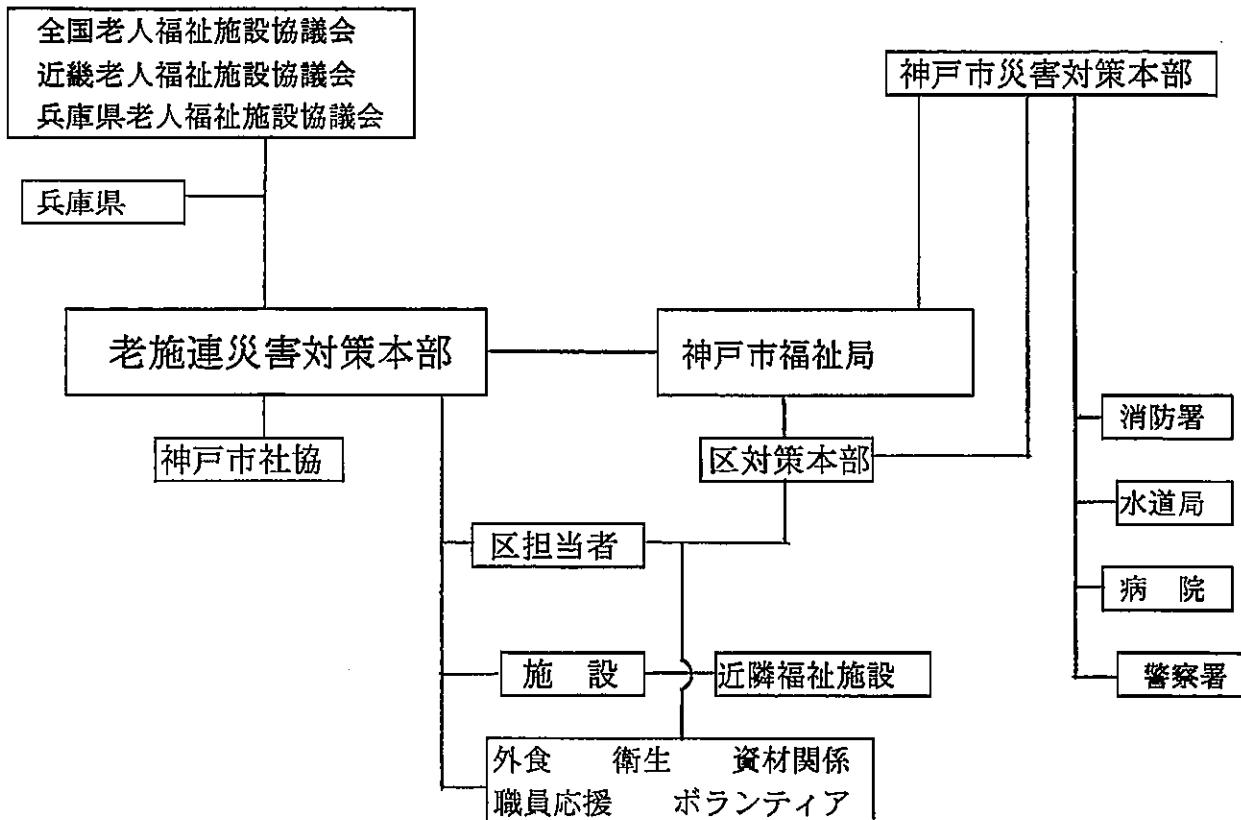
2 事務局は、直ちに会員施設に対し、災害対策本部の設置とその時点における状況報告を求める。また、事務局は、本部長の指示に基づき災害対策本部の会議を招集し、状況の報告、必要な対策の検討を求める。

3 情報の提供方法については、原則FAX、メールによるが、これで対応できない場合は、電話等可能な手段で対応する。

老施連 災害対策本部組織図

他団体との連携

令和4年4月更新



- 災害の規模、種類により異なる。
- 神戸市とは、情報交換の他、要援護高齢者等の受け入れ、安否確認等の対応を行う。
- 市社協とは、ボランティアや物資斡旋等が市の窓口になると考えられるので、連携が必要。
- 全国老施協とは、全国の窓口として対応が必要
- 兵庫県老人福祉事業協会とは、災害の規模等により異なるが、もっとも入居者の受け入れや職員の応援態勢など連携が必要。
- 各施設は、災害の発生に伴い施設の建物等に被害が生じた時、職員・入居者・利用者にケガ人が発生した時は、区担当者及び老施連災害対策本部に連絡を行うものとする。
- 区担当者は、区内の被害状況及び必要とする物品等をまとめ、災害対策本部に報告を行う。また、区内の調整機能を果たすと同時に物資等の拠点として対応を行う。
- 小規模災害等の場合は、区の担当者の調整により、近隣施設で連携し対応を行う。

令和4年 月

災害対策本部の業務内容と担当者について

老施連災害対策委員会

災害対策本部は神戸市老施連事務局内に設置する。

担当者は、原則として災害対策本部構成員で対応するが、必要に応じ他に応援を求める。

各班の構成人数は、災害対策本部会議にて担当者を決定する。

班名	構成人数	主な業務
総括	1名 出上	<ul style="list-style-type: none">・各班を統括すること
総務・記録班		<ul style="list-style-type: none">・各班の進行状況を把握・調整に関すること・関係機関・団体への要請・調整に関すること・本部の庶務・経理に関すること・義援金に関すること・活動記録の管理に関すること・その他各班の業務に該当しない事項に関すること
情報収集班		<ul style="list-style-type: none">・神戸市及び傘下施設の災害状況の情報収集に関すること・各施設・神戸市・各団体等への情報発信・提供に関すること・報道機関への連絡・対応に関すること
物資受入班		<ul style="list-style-type: none">・災害対策本部活動にかかる資材・機材の調達に関すること。・全国、各団体から送られてくる物資を整理し、必要な支援拠点へ配達すること。
区別担当	9名	<ul style="list-style-type: none">・区内における必要物資の配給に関すること・本部との連絡・調整に関すること
職員応援・ボランティア班		<ul style="list-style-type: none">・支援ニーズ、ボランティア申込み等の情報収集・整理の総括に関すること・神戸市災害ボランティア情報センターとの連絡・調整に関すること・関係機関への応援派遣の手配、神戸市及び他機関からの支援受入の調整等を行う。
区別担当	9名	<ul style="list-style-type: none">・区内における支援ボランティアの調整等に関すること・本部との連絡・調整に関すること
区別担当者	東灘：佐藤、灘：森本、中央：池田、北：友永、兵庫：林 長田：魚井、須磨：坪内、垂水：片岡、西：宅見	